

		I. 税目									II. 分野						III. 要望の種類						IV. 税収				V. 緊急性		VI. 関連官庁									
番号	要望事項	法人税	所得税	地方税	資産課税	国際課税	消費税	通則法	税制全般	その他	会計	金融	事業承継	経済成長	予見可能性	効率化	その他	政策	技術的問題	既に陳腐化	手続きの改善	会計との不整合	その他	増収	減収	中立	不明	中長期	短期	財務省 国税庁	金融庁	経産省 中企庁	国交省	総務省	官庁全般			
2. (7)	株式等に係る譲渡損失の繰越控除制度を拡充すること		●								●												●		●				●		●	●						
2. (8)	金融商品間の課税の簡素・中立化のために、金融所得課税の一体化を更に進めること		●								●												●		●				●		●	●						
2. (9)	公益法人等に対して財産を寄附した場合の譲渡所得等における非課税措置の要件を緩和すること		●		●											●	●								●				●								●	
3. (1)	完全子法人株式会社等より受ける配当等に係る源泉所得税の徴収を廃止すること（連結納税制度も含む。）	●	●												●			●								●		●		●	●	●						
3. (2)	特定の事業用資産の買換えの場合の圧縮記録については、100%圧縮とすること				●									●											●				●					●				
3. (3)	減価償却できない無形固定資産とされている電話加入権については、その市場動向や実態を考慮して、減価償却できる無形固定資産として取り扱うこと	●	●												●				●	●					●				●							●		
4. (1)	相続時精算課税制度により受贈する小規模宅地等に対して、小規模宅地等についての相続税の課税価額の計算の特例を認めること				●												●		●						●				●									
4. (2)	相続税の延納要件のうち、延納税額に相当する担保提供の要件を緩和すること				●												●				●						●	●										
4. (3)	未分割財産の配偶者税額軽減等税額軽減措置を受けられる期間を延長すること（☆）				●												●	●								●			●									
5. (1)	贈与から相続への切替え時における一般措置から特例措置への移行を認めること（☆）				●								●					●			●				●				●	●		●						
5. (2)	制度の適正な運用とともに、納税者の予見可能性を確保するために、具体的な判断基準を示すこと				●								●	●				●									●		●									
5. (3)	継続届出書提出を失念しないための措置を講ずること				●								●								●						●	●										
5. (4)	親族外の後継者に対して株式を低額で譲渡した場合も事業承継税制の対象とし、また、親族外承継に伴う株式の評価額が先代経営者の相続人の相続税額に影響を及ぼさないようにすること				●								●											●				●	●									
5. (5)	相続税の納税猶予に関する後継者役員就任要件を緩和すること（☆）				●								●					●									●	●										
5. (6)	小規模宅地等の特例との併用を認めること（☆）				●								●					●							●				●									
5. (7)	継続届出書提出を失念しないための措置を講ずること（☆）				●								●								●						●	●										
5. (8)	先代事業者要件（青色申告書提出要件）を緩和すること（☆）				●								●					●									●	●										
5. (9)	相続税の納税猶予に関する後継者事業従事要件を緩和すること（☆）				●								●					●									●	●										
5. (10)	特定事業用資産の貸借対照表計上要件を見直すこと（☆）				●								●					●									●	●										
5. (11)	担保提供対象資産を見直すこと（☆）				●								●											●		●		●										
6. (1)	事業用土地等の評価に関して、一定の評価減を認めること				●								●											●	●			●										
6. (2)	評価会社が課税時期前3年以内に取得した土地等及び家屋等の価額の特例を廃止すること				●								●											●		●		●										
6. (3)	負債性引当金の計上を認めること				●								●											●	●			●										
6. (4)	資産除去債務の計上を認めること				●								●											●	●			●										
6. (5)	海外子会社の評価について類似業種比準方式を認めること				●								●											●	●			●										
6. (6)	合併などの組織再編直後における株式の評価方法として、類似業種比準価額の適用が可能となる要件を明確にすること				●								●											●	●			●										
6. (7)	比準要素数1の会社に該当した場合であっても、その会社の事業が継続している場合には、一般の評価会社の株式と同じ評価方法とすること				●								●											●	●			●										
7. (1)	外国子会社合算税制における経済活動基準を、我が国企業の経済活動の多様化に合わせて見直すこと	●	●		●									●									●	●				●										
7. (2)	外国子会社合算税制における買収直後の一定の株式譲渡益を合算対象所得から控除すること	●	●		●									●				●							●	●			●									
7. (3)	法人の外国子会社合算税制における適用対象金額の算定において、配当等の控除にかかる明細書の添付を確定申告書のみに限らないこと（☆）	●	●		●									●									●	●				●										
7. (4)	個人の外国子会社合算税制において、外国関係会社が持分割合25%以上を6か月以上継続保有している会社からの受取配当を、法人の場合と同様に基準所得金額から控除することとする（☆）	●	●		●									●									●	●				●										

個別的要望

